「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）に係る指標の状況

財政健全化法は、その目的を自治体財政の「早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化」とし、自治体財政をより広い範囲で健全化・再生する基本法的な性格を持っています。

財政健全化法では、一般会計等における「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの健全化判断比率が定義されており、早期健全化基準と財政再生基準の2つの基準が定められ、公営企業会計においては「資金不足比率」の判断指標で経営健全化基準が定められています。

判断比率のいずれかが早期健全化基準、経営健全化基準を超えた場合には「財政健全化計画」を、早期健全化基準を超えて財政再生基準に達している判断比率が一つでもあれば「財政再生計画」を策定し、議会の議決を得た後、住民に公表し、計画に則った財政健全化に努める必要があります。

健全化判断比率等の対象

